

四日市市児童発達支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第5号

四日市市児童発達支援センター規則の一部を改正する規則

四日市市児童発達支援センター規則（昭和54年四日市市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第4条 前条各号に規定する事業所は、次の各号に定める事業を行うものとする。 (1) (略) (2) 保育所等訪問支援事業所 法第6条の2の2第5項に規定する事業 (3) 相談支援事業所 法第6条の2の2第6項に規定する事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する事業並びに発達に係る一般相談支援及び保育園等への巡回相談支援 (4) 児童発達支援事業所 法第6条の2の2第2項に規定する <u>支援その他の便宜の供与を個別に実施する事業</u> (5) 放課後等デイサービス 法第6条の2の2第3項に規定する事業 (6) 居宅訪問型児童発達支援事業所 法第6条の2の2第4項に規定する事業	(事業) 第4条 前条各号に規定する事業所は、次の各号に定める事業を行うものとする。 (1) (略) (2) 保育所等訪問支援事業所 法第6条の2の2第6項に規定する事業 (3) 相談支援事業所 法第6条の2の2第7項に規定する事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する事業並びに発達にかか <u>る</u> 一般相談支援及び保育園等への巡回相談支援 (4) <u>児童発達事業所</u> 法第6条の2の2第2項に規定する <u>事業のうち個別の機能訓練又は心理指導等</u> (5) 放課後等デイサービス 法第6条の2の2第4項に規定する事業 (6) 居宅訪問型児童発達支援事業所 法第6条の2の2第5項に規定する事業

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号の改正（「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に定める施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い

日から施行する。

(こども未来部児童発達支援センターあけぼの学園)